

平成27年第8回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

平成27年12月4日（金曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 常任委員長視察報告
日程第 5 議案第61号 片品村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
日程第 6 議案第62号 片品村税条例の一部を改正する条例について
日程第 7 議案第63号 片品村児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8 議案第64号 片品村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議案第65号 工事請負契約の締結について
日程第10 質問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第11 議案第66号 平成27年度片品村一般会計補正予算（第3号）について
日程第12 議案第67号 平成27年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第13 議案第68号 平成27年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 常任委員長視察報告
日程第 5 議案第61号 片品村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
日程第 6 議案第62号 片品村税条例の一部を改正する条例について
日程第 7 議案第63号 片品村児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例について

- 日程第 8 議案第 64 号 片品村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 65 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 10 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 11 議案第 66 号 平成 27 年度片品村一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 12 議案第 67 号 平成 27 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 13 議案第 68 号 平成 27 年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

（日程第 11 から日程第 13 まで一括上程）

会議録 1 号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
平成 27 年 12 月 4 日			
出席議員 12 名		欠席議員名	欠員名
第 1 番	千 明 勉	(出席)	
第 2 番	後 藤 眞 平	(出席)	
第 3 番	萩 原 正 信	(出席)	
第 4 番	星 野 千 里	(出席)	
第 5 番	高 山 悅 夫	(出席)	
第 6 番	星 野 栄 二	(出席)	
第 7 番	梅 澤 志 洋	(出席)	
第 8 番	星 野 精 一	(出席)	
第 9 番	千 明 道 太	(出席)	
第 10 番	星 野 逸 雄	(出席)	
第 11 番	今 井 功	(出席)	
第 12 番	入 澤 登 喜 夫	(出席)	

説明のために出席した者の職氏名

村長	千明金造
副村長	木下浩美
教育長	星野準一
総務課長	大竹光一
住民課長	金子賢司
保健福祉課長	萩原明富
農林建設課長	山崎康広
教育委員会事務局長	佐藤八郎
給食センター所長	星野孝俊
会計管理者	千明建太郎

事務局職員出席者

事務局長	星野勝彦
係長	金子百合

議長（星野千里君） ただいまから、平成27年第8回片品村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

午前10時07分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（星野千里君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 後藤眞平君及び6番 星野栄二君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（星野千里君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月11日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（星野千里君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日までに受理した請願は、会議規則第91条及び第92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しました。

次に、議員派遣の件を報告します。

お手元に配付しております派遣報告書のとおり報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 常任委員長視察報告

議長（星野千里君） 日程第4、常任委員長視察報告の件を議題とします。

本件について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 千明道太君。

(総務文教常任委員長 千明道太君登壇)

総務文教常任委員長（千明道太君） はい、9番。

今期定例会までに本委員会が行った行政視察について、次のとおり報告いたします。

- 1、視察の期日。平成27年10月21日から22日。
- 2、視察の場所。1、神奈川県愛甲郡清川村。2、東京都西多摩郡檜原村。
- 3、視察の目的。1、移住・定住促進対策について、先進的な移住・定住促進に取り組んでいる清川村を視察し、片品村の人口減少対策に役立てるため。2、檜原自然の家、檜原村の廃校舎利用について、先進的な廃校舎の跡地利用に取組んでいる檜原村を視察し、平成28年4月に廃校になる片品村の3小学校の跡地利用に役立てるため。
- 4、視察の概要。1、清川村は首都50キロ圏で、神奈川県西北部の東丹沢山麓に位置する神奈川県で唯一の村です。全域が丹沢大山国定公園と県立丹沢自然公園に指定されているだけでなく、総面積の90%は山林で占められている自然と動植物の宝庫です。清川村、他2市町にまたがる宮ヶ瀬ダムは、関東地方のダムの中で2番目に大きいダム（芦ノ湖とほぼ同じ）です。このダムの建設により、清川村に支払われる交付金も多く豊かな財政力の一因となっています。これらの恵まれた条件を活用し、水源地としての環境の保全と健全財政運営を両立させながら、明るく元気に暮らせる地域づくりを進めている村です。2、檜原村は、東京都の西に位置し、一部が神奈川県と山梨県に接しています。村の周囲を急峻な山嶺に囲まれ、総面積の93%が山林で、平坦地は少なく、村の大半が秩父多摩甲斐国立公園に含まれています。村の中央には、南・北秋川が流れています。この川沿いに集落が点在しています。また、都民に豊かな自然環境と憩いの場を提供し、木材等の自然の恩恵と地域産業を結びつけ、活力ある地域づくりを進めている村です。

- 5、視察の結果。1、清川村は、10年前から毎年約30人のペースで人口が減り続けていることから、今年の9月1日から村への移住・定住促進策として、村が宅地開発した分譲地6区画の購入費を最大400万円割引く減額制度を設け、村が打ち出す地方創生戦略として大胆なサービスを始めました。整備した土地は、1区画当たり約165平方メートルの敷地に加え、家庭菜園がつき、価格は970万円が中心という安さです。この制度は、子育て世帯を主な対象としており、内容は45歳以下の夫婦で100万円、1人50万円、同居の第1子は50万円、第2子100万円、第3子以降は150万円、子どもが3人いれば計300万円。同居の親族は、1人につき25万円。村内の業者を利用して住宅を建築すれば100万円という仕組みになっています。村では、出産祝金10万円、村立幼稚園の保育料無料、本厚木駅までの通学費半額補助など、さまざまな子育て支援策を実施しており、10月からは村内に住宅を新築購入した人には最大100万円を交付するサービスを始めました。清川村では、今後も村の活性化につながる政策を展開していくそうです。片品村においても、村営住宅や空き家紹介、家賃補助だけでなく、移住・定住に向けた取組みが必要だと感じました。2、檜原村は、昭和57年に2つの小学校を統合し、新たな校舎を建築され、その後、昭和60年までの4年間に残りの6小学校を統合し、中

学校も3校を昭和61年に統合しました。統合により廃校となった校舎は、順次取り壊し、更地にされました。数馬分校は資料館施設として活用し、旧藤倉小学校はNPO法人が管理しています。このような中で、東京都渋谷区が社会教育事業の一環としてほっさわ園民間施設を借り上げて区民の憩いの場として提供していましたが、施設の老朽化が激しく、改修が困難な状況となつたため、昭和60年7月に廃校となつた北檜原小学校を宿泊施設として賃貸し、渋谷区在勤・在住者に提供しています。近くには北秋川が流れ、グリーンシーズンには川遊びでぎわっています。廃校舎は、このようにして30年近くにわたり使われている実績があり、施設の維持管理費は全て渋谷区の負担で、利用客には無料で使用されています。片品村も3小学校の閉校後の対策を早急に進め、将来の負の遺産とならないような取組みが必要だと感じました。

以上、報告といたします。

議長（星野千里君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、観光産業常任委員長の報告を求めます。

観光産業常任委員長 星野栄二君。

（観光産業常任委員長 星野栄二君登壇）

観光産業常任委員長（星野栄二君） はい、6番。

観光産業常任委員会の視察報告をさせていただきます。

本定例会までに本委員会が行った行政視察について、次のとおり報告いたします。

視察の期間は、平成27年10月28日。

視察場所は、埼玉県北本地区衛生組合、埼玉県北本市。

視察の目的は、先進的な取組みを実施している北本地区衛生組合とトマトを活用したまちづくりについて取り組んでいる北本市を視察することにより、片品村の生活環境保全と産業振興に役立てるためです。

視察の概要でございますけれども、北本地区衛生組合クリーンセンターあさひは、し尿等の処理を共同処理するため、昭和39年に北本市、鴻巣市、久喜市、吉見町の近隣3市1町により設立された一部事務組合です。運営する処理施設は、日量136キロリットルの処理能力を有する最新技術を導入し、高負荷脱窒素処理により生活環境のための環境対策や適正な処理に努めています。平成26年からは、近隣住民の環境不安を解消するため、地球温暖化防止の施策として、汚泥乾燥焼却設備を充実し、脱水汚泥による肥料化を行い、環境への負担が軽減される循環型社会を推進するとともに、地域住民の快適な生活

を守るため、温室効果ガスであるCO₂を排出しない環境にやさしいクリーンな焼却方式を導入しております。

次に、北本トマトですが、歴史は古く、大正時代に石戸地区においてアメリカへ輸出する種を取るために、日本の中でも早くからトマトの栽培が始まりました。最初は種を残して実を捨てておりましたが、昭和初期にトマトクリームの加工商品を開発し、昭和3年には御大礼博覧会で表彰され、日本一おいしいとされました。品質のよいトマトは、東京の市場へ出荷し、天皇へも献上されました。現在、北本トマトと名をかえて、トマトカレーなどの商品開発をし、販売するとともに、地域活性化を見据えた料理コンテストの開催やイメージキャラクターの作成、北本駅前でのトマト栽培を通じた販路の確保、そして、全国ご当地カレーランプリで優勝するなど、全国的に評価を得ています。昨年はレトルトカレーやトマトカレーパンが商品として民間企業から発売されており、市内飲食店ではトマトカレーのメニューが多く、2億6,000万円ほどの経済波及効果及び宣伝効果をもたらしております。

視察の結果ですが、北本地区衛生組合については、利根川の源流である本村の水環境保全と公衆衛生の確保を図る上で重要な生活排水対策について、先進的なし尿処理施設の視察を行いました。片品村では、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽の水洗化が普及しておりますが、下水道接続率65%、農業集落排水接続率56%、合併浄化槽の設置262戸、その他下水道未接続箇所が1,730戸という現状の中、家庭から発生するし尿や生活排水の整備が急務です。北本地区衛生組合が取組んでいる脱水汚泥による肥料化、環境への負担が軽減される循環型社会の推進、運搬するバキュームカーも、誰が見てもバキュームカーに見えないように荷台三方を覆い景観に配慮した車両への改良は、片品村でも早々に実施できる施策だと感じました。

次に、北本トマトについては、標高30メートルの大地で栽培されていて、年間収穫量は、尾瀬トマトの17%に当たる385トンで、収穫時期は2月から7月と片品村の収穫時期前です。歴史を背景に、トマトを利用した大福、ようかん、餃子、トマトカレーなど、商品開発や料理コンテスト、ご当地イベントの開催など、地域ぐるみの取組みが重要であると感じました。実食のトマト生産量は、尾瀬トマトが上回っていると思いますけれども、商品数や地域商品の活性化に伴う取組みは大変参考になりました。本村の生産者も、いろいろな諸事情の中、トマトジュースなど直接市場へ販売できない品物の有効活用を図っておりますけれども、民間企業と連携し、商品開発や販路の拡大、地域活性化に結びつけられればと思います。

今回の視察を糧として、豊かなむらづくりに一層取組むことをお約束して、観光産業常任委員会の行政報告とさせていただきます。

終わります。

議長（星野千里君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで各常任委員長の報告を終わります。

日程第5 議案第61号 片品村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

議長（星野千里君） 日程第5、議案第61号 片品村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第61号 片品村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について提案の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき、本村の行政機関で取扱う個人番号の利用等について、必要な事項を定めるものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野千里君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 大竹光一君。

総務課長（大竹光一君） はい、総務課長。

(詳細説明)

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第61号 片品村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 片品村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第62号 片品村税条例の一部を改正する条例について

議長（星野千里君） 日程第6、議案第62号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第62号 片品村税条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、地方税法の改正により一部改正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（星野千里君） なお、詳細な説明を求めます。

住民課長 金子賢司君。

住民課長（金子賢司君）　はい、住民課長。
(詳細説明)

議長（星野千里君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君）　次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君）　これで討論を終わります。
これから、議案第62号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君）　異議なしと認めます。
したがって、議案第62号 片品村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7　議案第63号 片品村児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（星野千里君）　日程第7、議案第63号 片品村児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 千明金造君。
(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君）　はい、村長。

議案第63号 片品村児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

現在休館しております下平児童館を閉館したことに伴う条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（星野千里君） なお、詳細な説明を求めます。

保健福祉課長 萩原明富君。

保健福祉課長（萩原明富君） はい、保健福祉課長。

（詳細説明）

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第63号 片品村児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 片品村児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第64号 片品村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

議長（星野千里君） 日程第8、議案第64号 片品村防災行政無線施設の設置及び管理
に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第64号 片品村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、たかさき消防共同指令センターの運用開始に伴い、消防指令システムと
本村の防災行政無線を連動させるにあたり、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ
申し上げます。

議長（星野千里君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 大竹光一君。

総務課長（大竹光一君） はい、総務課長。

（詳細説明）

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） これで討論を終わります。

これから、議案第64号 片品村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 片品村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第65号 工事請負契約の締結について

議長（星野千里君） 日程第9、議案第65号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第65号 工事請負契約の締結について提案の説明を申し上げます。

村道鎌田・東小川線 学校橋橋梁長寿命化修繕工事につきまして、11月25日に入札を行い、落札業者が決定しましたので契約の締結をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（星野千里君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 山崎康広君。

農林建設課長（山崎康広君） はい、農林建設課長。

（詳細説明）

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） これで討論を終わります。
これから、議案第65号 工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第65号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第10 諒問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（星野千里君） 日程第10、諒問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
提出者より、提案理由の説明を求めます。
村長 千明金造君。
(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。
諒問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について提案の説明を申し上げます。
現委員であります大竹長久氏の任期が平成28年3月31日で満了になるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、千明ふさ子氏を後任の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。
千明ふさ子氏は、人格識見等が同法の基準に適合しておりますので、承認をお願いするものでございます。

議長（星野千里君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） これで討論を終わります。
これから、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野千里君） 異議なしと認めます。
したがって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり答申することに決定しました。

日程第11 議案第66号 平成27年度片品村一般会計補正予算（第3号）について
日程第12 議案第67号 平成27年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第13 議案第68号 平成27年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議長（星野千里君） 日程第11、議案第66号 平成27年度片品村一般会計補正予算（第3号）についてから日程第13、議案第68号 平成27年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてまでの以上3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。
議案第66号 平成27年度片品村一般会計補正予算（第3号）について提案の説明を申し上げます。
既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,500万円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ45億5,500万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税、県補助金、村債などの増額、県議会議員選挙委託金などの減額でございます。

歳出の主ものにつきましては、尾瀬の里づくり事業費用、児童館建設予定地建物解体工事費、県単治山事業負担金、農業振興費補助金、道路維持修繕費、花の駅片品修繕費などの増額、片品村議会議員選挙費、県知事選挙費、県議会議員選挙費などの減額でございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第67号 平成27年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案の説明を申し上げます。

歳入予算につきましては、増減はございません。

歳出予算のうち退職被保険者等療養給付費を667万9,000円、退職被保険者等高額療養費を180万円、保険財政共同安定化事業拠出金を1,076万6,000円、疾病予防費を78万円それぞれ増額し、予備費については2,002万5,000円の減額をお願いするものでございます。

既定の予算総額に増減がないため、歳入歳出予算は、それぞれ9億4,772万4,000円でお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第68号 平成27年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ64万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,100万1,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、国庫補助金及び一般会計繰入金の増額でございます。

歳出につきましては、一般管理費及び介護予防事業費の増額でございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（星野千里君） 議案第66号から議案第68号までの質疑以降については、後の本会議において審議します。

議長（星野千里君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午前10時49分 散会